

第5章

計画の推進

- 1 推進体制
- 2 計画の進捗状況の点検・公表
- 3 市・市民・事業者及び市民団体の責務

男女共同参画社会の実現には、男女共同参画に関する理解の浸透を図るとともに、推進体制の整備や国、県その他の地方公共団体と連携し、市、市民、事業者及び市民団体との協働により計画を推進します。

1 推進体制

(1) 沼津市男女共同参画推進委員会（条例第17条）

男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画推進施策を円滑に推進するために組織され「ぬまづ男女^{ひと}ハーモニープラン3」をはじめ、市政における男女共同参画推進に関する施策について、調査・審議します。

(2) 沼津市男女共同参画推進本部

全庁的な体制で男女共同参画を推進する庁内組織で、条例に基づき男女共同参画推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進します。

2 計画の進捗状況の点検・公表

この計画の推進施策の実施状況などを、毎年取りまとめ、点検・評価を行い、施策の実現に努めます。

また、この実施状況について「沼津市男女共同参画推進委員会」は、意見を述べることができます。

なお、市は計画の実効性を高めるため、実施状況などを公表します。

3 市・市民・事業者及び市民団体の責務

(1) 市の責務（条例第4条）

- ・男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。）を策定し、及び実施しなければならない。
- ・男女共同参画推進施策の実施に当たっては、市民、事業者及び市民団体と協働して行うとともに、国、県その他の地方公共団体と連携を図るよう努めなければならない。
- ・市民、事業者及び市民団体が行う男女共同参画を推進するための活動の支援に努めなければならない。
- ・男女共同参画を推進するため、財政上の措置及び必要な体制を整備するよう努めなければならない。

(2) 市民の責務（条例第5条）

- ・男女共同参画に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる場において、男女共同参画を推進するよう、自ら努めるものとする。
- ・男女共同参画推進施策の実施に当たっては、市、事業者及び市民団体と協働して行うよう努めるものとする。

(3) 事業者の責務（条例第6条）

- ・事業活動において、男女が対等に参画することができる機会を確保し、及び職場環境を整備するよう努めるとともに、就労者の職業生活と家庭生活との両立を支援するよう努めるものとする。
- ・男女共同参画推進施策の実施に当たっては、市、市民及び市民団体と協働して行うよう努めるものとする。

(4) 市民団体の責務（条例第7条）

- ・運営又は活動に男女が共に参画する機会を確保するとともに、男女共同参画推進施策の実施に当たっては、市、市民及び事業者と協働して行うよう努めるものとする。

